

ナポールの時計工罷業事件 報告

罷業の場所 府下栄陽宮仲

罷業者の事者 ナポールの時計會社 計 職工(五百五十名)

第一回 罷業

一日時 大正九年十月

二原因 職工側、賃銀五割の増給に對し、本社の拒絶せしむるに因り

三結果 交渉の結果、賃銀三割増給の事と決し、落着きたり

第二回 罷業

一日時 大正十年一月

一原因 會社側に於て労働時間の短縮と執行せし